

青森市スポーツ推進計画

目 次

第1部 総論

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の目的----- 1
- 2 計画の位置づけ-----2
- 3 計画期間----- 2
- 4 計画の推進体制----- 2
- 5 新総合計画前期基本計画との関係図----- 3

第2章 計画の基本方向

- 1 スポーツをめぐる国の動向----- 4
- 2 スポーツを取り巻く本市の現状と課題
 - (1) 本市のスポーツについて----- 6
 - (2) 市民ニーズについて----- 7
- 3 計画の基本理念----- 2 1
- 4 計画の基本方向----- 2 2

第2部 各論

- 計画の体系----- 2 3
- 第1章 スポーツ・レクリエーション活動の推進----- 2 4
- 第2章 学校体育活動の充実----- 3 0
- 第3章 ウィンタースポーツの推進----- 3 2
- 第4章 競技水準の向上----- 3 4

- 用語解説----- 3 7
- 計画策定までの経過----- 3 9

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的

市ではこれまで、平成18年度を初年度とする「青森市スポーツ振興基本計画」を策定し、「明るく活気に満ちた生涯スポーツ社会の実現」を基本理念に、「生涯スポーツの推進」「競技スポーツの推進」「指導者の育成」「スポーツ施設機能の充実及び有効活用」を4つの柱としてスポーツの振興に取り組んできました。

市スポーツ振興基本計画は、当初、平成18年度から平成22年度までの5カ年を計画期間としていましたが、国におけるスポーツ振興にかかる基本法ともいふべき「スポーツ振興法」の改正と、これに伴う新たな「スポーツ基本計画」策定の動向も踏まえた対応が必要であるとともに、本市のまちづくりの最上位計画として、その策定に向けて取り組みを進めていた新たな総合計画との整合性を図る観点から、本市の新たなスポーツ計画策定までの間、市スポーツ振興基本計画の期間を延長し、スポーツ・レクリエーションの振興を図ってきました。

その後、国において、平成23年8月にスポーツ振興法を50年ぶりに全面改正した「スポーツ基本法」を新たに施行し、平成24年3月には同法の規定に基づく「スポーツ基本計画」を策定するとともに、本市においては、平成23年2月に「青森市新総合計画 - 元気都市あおもり 市民ビジョン - 」前期基本計画を策定しました。

このような状況を踏まえ、国の新たなスポーツ施策、更には市民の皆さんのライフスタイルの変化などにも対応しながら、市民の皆さん一人ひとりが「だれでも」、「どこでも」、「いつでも」、「いつまでも」スポーツ・レクリエーションに親しむことのできる「生涯スポーツ社会」の実現に向けた今後の取り組みの方針を示し、本市スポーツ施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「青森市スポーツ推進計画」を策定します。

本計画においてスポーツとは、競技としてのスポーツのみならず、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現のために行われる野外活動、スポーツとして行われるレクリエーション活動も含めたものを指す。

2 計画の位置づけ

本計画はスポーツ基本法第10条の規定による「地方スポーツ推進計画」であるとともに、「青森市新総合計画 - 元気都市あおもり 市民ビジョン - 」前期基本計画の第4章「歴史と文化を受け継ぎ 未来を創造する人を育むまち」第4節「スポーツ・レクリエーションの推進」の各施策をはじめ、スポーツ・レクリエーションに関する施策を一体的に推進するための分野別計画として位置づけます。

3 計画期間

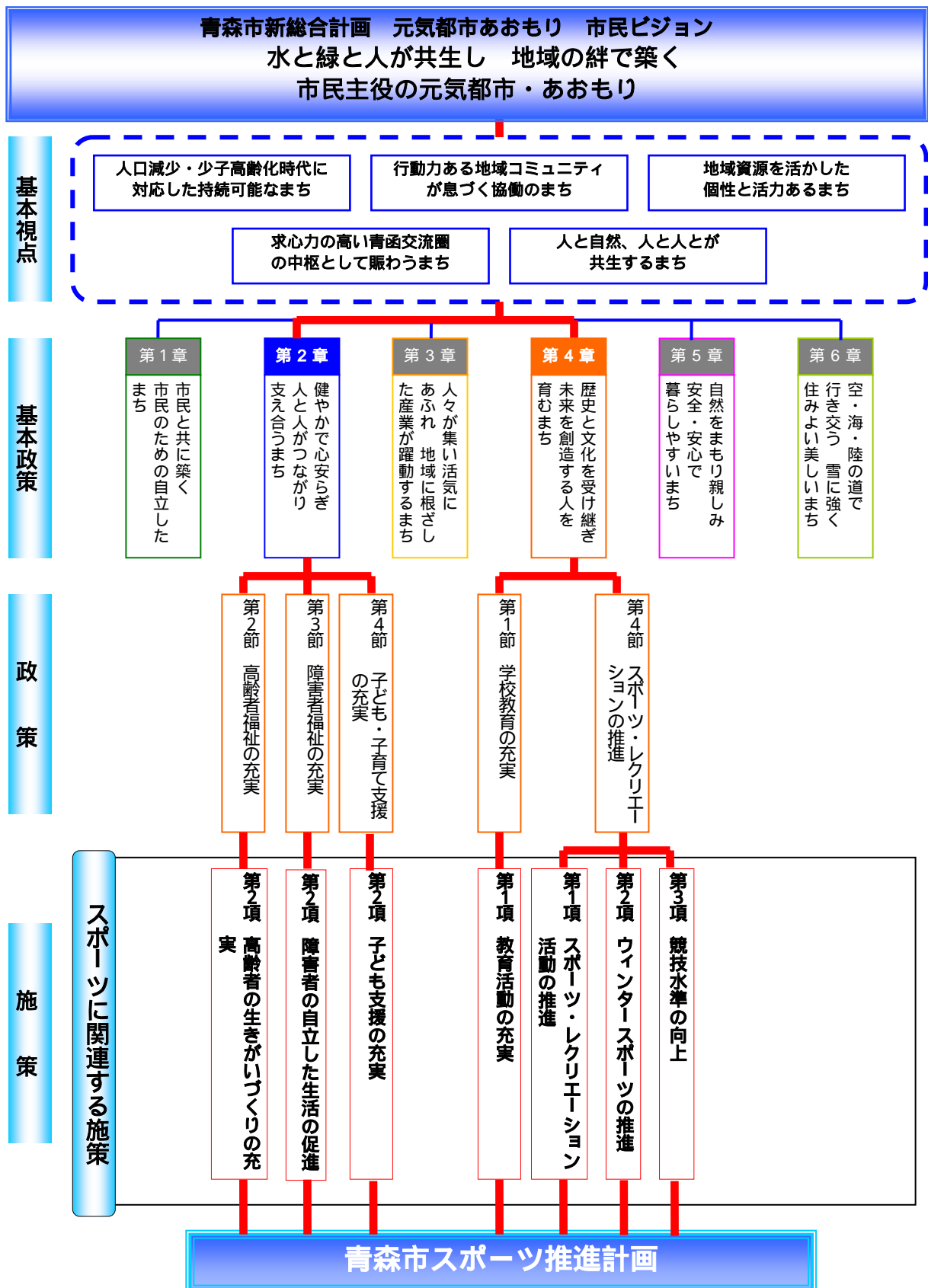
計画期間は、「青森市新総合計画 - 元気都市あおもり 市民ビジョン - 」前期基本計画の計画期間に合わせ、平成25年度から平成27年度までの3年間とします。

4 計画の推進体制

本計画では、施策の進捗度を測定するための指標を設定し、計画最終年度の平成27年度における目標値を定めます。指標の達成度などから取り組みの評価・検証を行い、計画を推進していきます。

また、国・県の動向や社会・経済情勢等の本市を取り巻く環境の変化、市民意識調査等の市民ニーズを踏まえ、必要に応じて計画内容を適宜見直すなど、柔軟かつ的確に対応していきます。

5 新総合計画前期基本計画との関連図



第2章 計画の基本方向

1 スポーツをめぐる国の動向

スポーツ基本法の制定

昭和36年に制定された「スポーツ振興法」を50年ぶりに全面改正した法律として、「スポーツ基本法」が平成23年8月に施行されました。

スポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人の権利」であるとの考えに立ち、新しい時代におけるスポーツの基本理念を提示し、国、地方公共団体、スポーツ団体の責務や努力を定め、互いの連携と協働によって、基本理念の実現を図ることを規定しています。

また、国においては、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならないと規定しているとともに、地方公共団体は国の「スポーツ基本計画」を参酌して、その地方の実情に即した「地方スポーツ推進計画」を定めるよう努めるものとする規定しています。

基本理念

自主的・自立的なスポーツ活動の推進

学校、スポーツ団体、家庭、地域の相互連携

人々の交流促進及び地域間交流の基盤整備

スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保

障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるようにするための配慮

競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携及び効果的な実施

スポーツを通じた国際相互理解の推進及び国際平和への寄与

スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援

スポーツ基本計画の策定

スポーツ基本法の規定に基づき、国では、スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として、「スポーツ基本計画」を平成24年3月に策定しました。

計画の概要（今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策）

- 1 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
 - (1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進
 - (2) 学校の体育に関する活動の充実
 - (3) 子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の整備
- 2 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
 - (1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
 - (2) スポーツにおける安全の確保
- 3 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
 - (1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進
 - (2) 地域におけるスポーツ指導者等の充実
 - (3) 地域スポーツ施設の充実
 - (4) 地域スポーツと企業・大学等との連携
- 4 国際競争力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
 - (1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化
 - (2) スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成
 - (3) トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築
- 5 オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の誘致・開催等を通じた国際交流の推進 . . . 省 略 . . .
- 6 ドーピングの防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上 . . . 省 略 . . .
- 7 スポーツ界における好循環の創出
 - (1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進
 - (2) 地域スポーツと企業・大学との連携

2 スポーツを取り巻く本市の現状と課題

(1) 本市のスポーツについて

本市では、これまで「青森市スポーツ振興基本計画」に基づき、「生涯スポーツの推進」「競技スポーツの推進」「指導者の育成」「スポーツ施設機能の充実及び有効活用」を4つの柱に、スポーツ・レクリエーション活動に取り組みやすい環境づくりや競技スポーツの推進、さらには、「カーリングの街・青森」をはじめ本市の気候特性を活かしたウィンタースポーツの推進などに取り組んできました。

また、本市には、市民体育館をはじめ市民室内プール、屋内グラウンド、市営野球場、スポーツ会館、スポーツ広場、モヤヒルズ、浪岡体育館、浪岡総合公園などの市所有のスポーツ施設のほか、新県総合運動公園や県総合運動公園、県営スケート場など県所有のスポーツ施設も存在し、四季を通じて多様なスポーツ活動に取り組める環境が整備されています。

しかしながら、本市のスポーツの実施状況を示す「成人の週1回以上のスポーツ実施率」は平成23年度に実施した市民意識調査においても32.4%にとどまり、目標としていた50.0%に未だ到達していないほか、スポーツにおけるノーマライゼーションの推進に関しても、障害者の市のスポーツ施設利用者数が、平成23年度実績で5,808人と、平成17年度の実績6,449人を約10%下回るなど、市民の皆さんのスポーツ・レクリエーション活動の状況は、必ずしも活発とは言えない状況であり、今後においては、急速に進展する少子高齢化社会にも的確に対応し、様々なライフステージに応じて「だれでも」、「どこでも」、「いつでも」、「いつまでも」スポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりにより一層取り組んでいく必要があります。

また、競技水準の向上の度合いを示すスポーツで優秀な成績を収めた選手や団体を対象に実施している「スポーツ賞・スポーツ奨励賞」の受賞者数も、ここ数年は横ばい傾向となっており、郷土に対する誇りを育むとともに、スポーツに対する関心や興味を高めスポーツ人口の拡大を図るため、更なる向上対策にも取り組んでいく必要があるものと考えています。

(2) 市民ニーズについて《平成24年度 青森市民意識調査より》

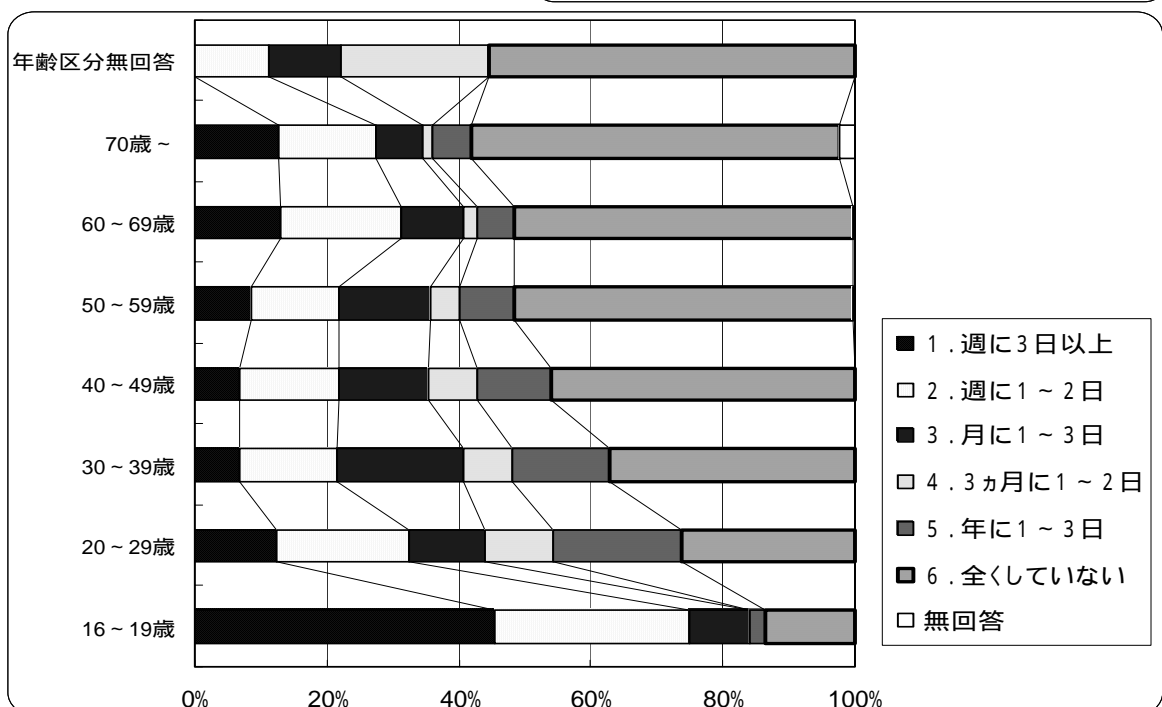
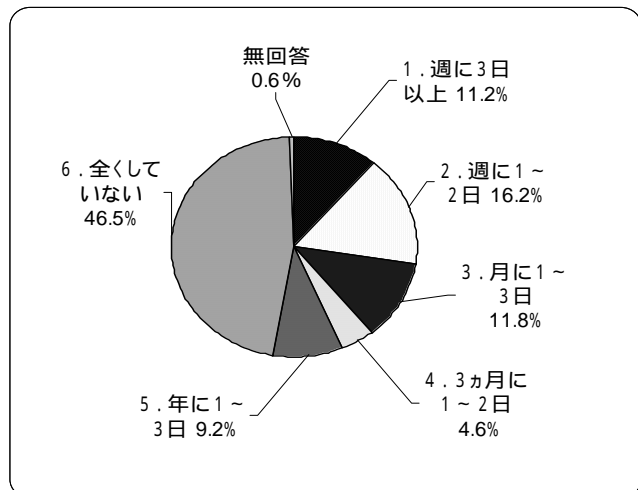
スポーツ活動の推進に関する市民意識調査の概要	
調査目的	スポーツに関する世代ごとのニーズを把握し、子どもから高齢者まで各世代のライフステージに応じて、市民の皆さん一人ひとりがスポーツに親しむことができる、生涯スポーツ社会の実現に向けた施策を検討する上での基礎資料とすることを目的とする。
実施時期	平成24年7月6日～7月27日
調査対象	市内に在住する満16歳以上の男女3,000名を住民基本台帳から無作為に抽出(青森地区2,803名、浪岡地区1,97名)
回答者数	1,486人
回答率	49.5%

《市民のスポーツ実施状況について》

この1年間における運動・スポーツ実施状況 《全員回答》

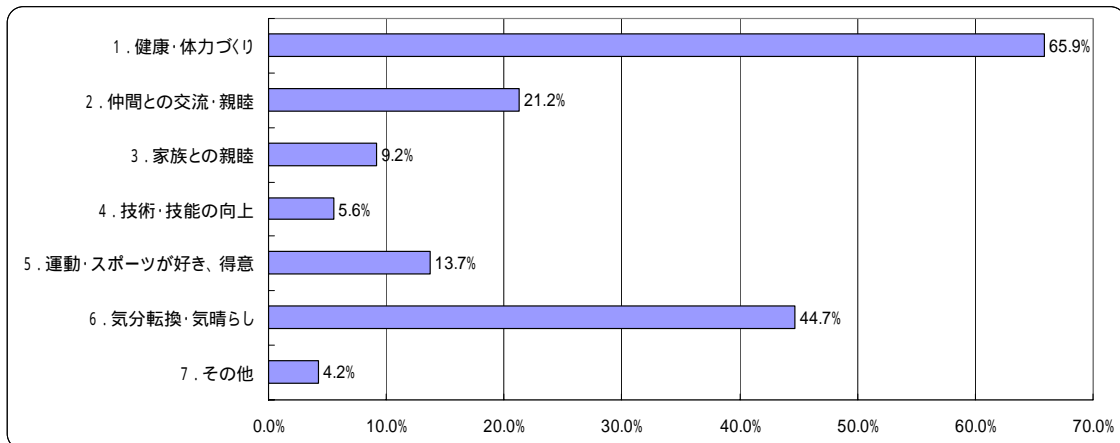
この1年間のスポーツの実施状況についてたずねたところ、「全くしていない(46.5%)」と答えた方の割合が最も多くなっています。

また、年代が高くなるにしたがって「全くしていない」と答えた方の割合が増加しています。



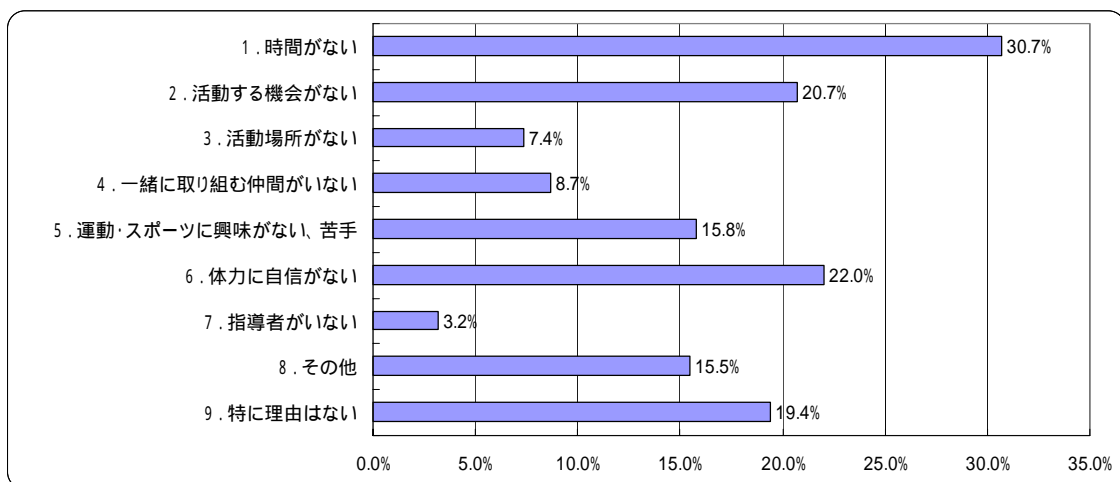
運動・スポーツを行う理由 《 で1～5を回答した方のみ》 <複数回答>

で運動・スポーツを行うと答えた方の、運動・スポーツを行う主な理由についてたずねたところ、「健康・体力づくり(65.9%)」及び「気分転換・気晴らし(44.7%)」と答えた方の割合が多く、心身の健康増進を目的にスポーツ活動に取り組む方が多いことが伺えます。

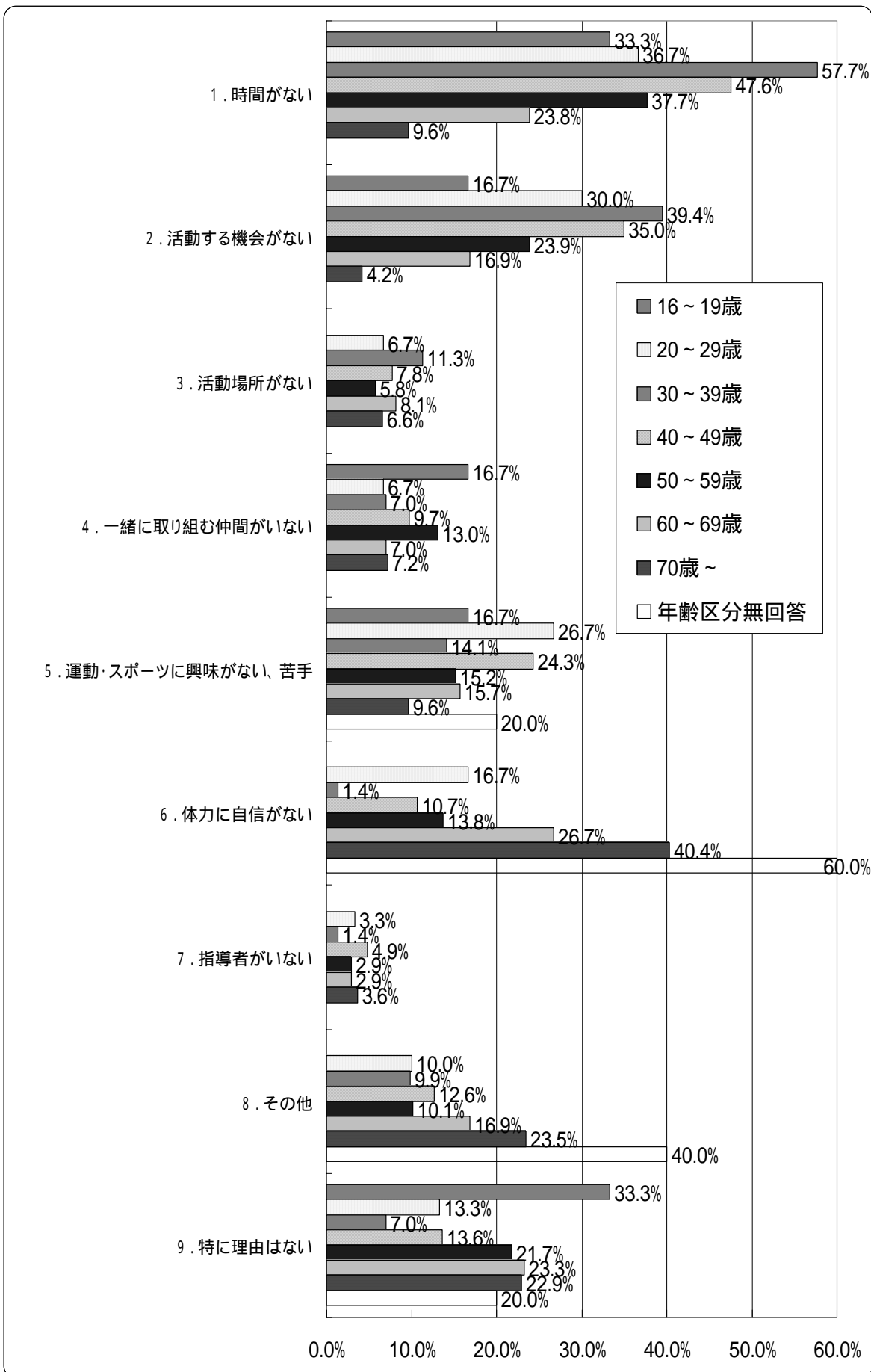


運動・スポーツを行わなかった理由 《 で6と回答した方のみ》 <複数回答>

で運動・スポーツを全くしていないと答えた方の、運動・スポーツを行わなかった理由についてたずねたところ、「時間がない(30.7%)」、「体力に自信がない(22.0%)」、「活動する機会がない(20.7%)」の順で割合が多くなっており、このうち「時間がない」「活動する機会がない」については特に20代から50代までの「働く世代」で割合が多く、仕事等により、スポーツ活動に取り組む余暇時間の確保が困難な状況にあることが伺えます。また、「体力に自信がない」については概ね年代が高くなるにしたがって割合が増加し、70歳以上では40.4%に達するなど、体力的な自信のなさからスポーツを敬遠する高齢者が多いことが伺えます。

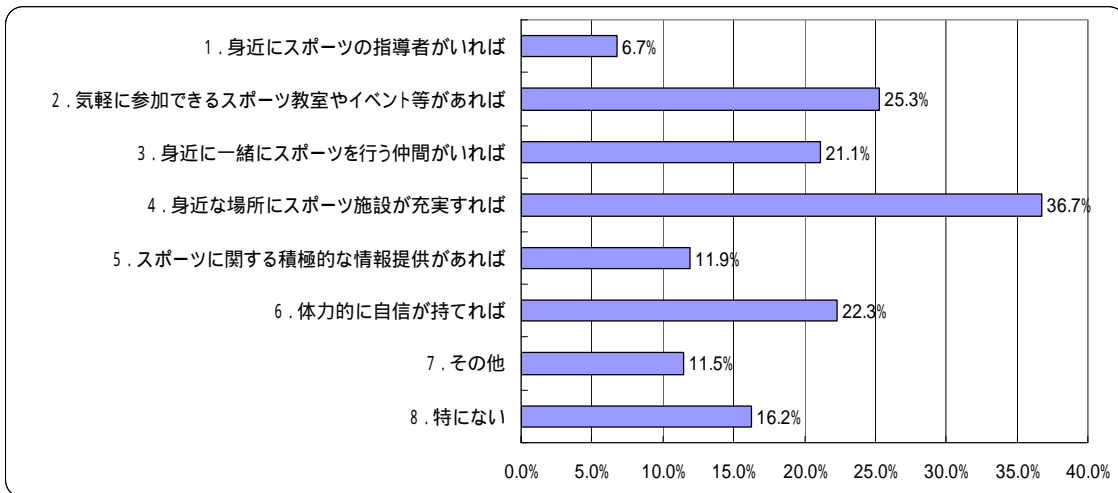


スポーツを行わなかった理由 項目ごとの年代別の割合



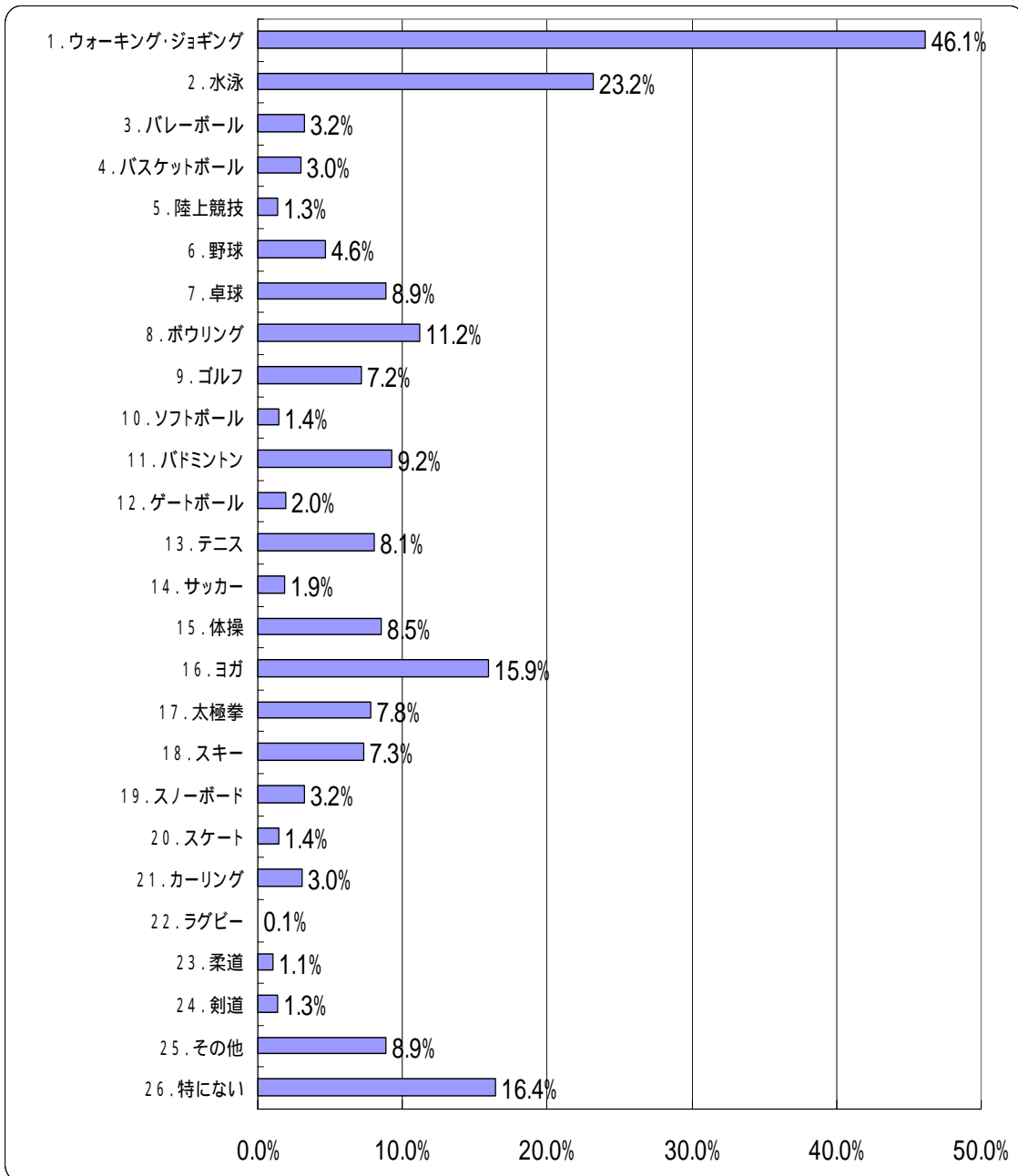
スポーツを行う条件 《全員回答》＜複数回答＞

今以上にスポーツを行う、若しくははじめることができる条件についてたずねたところ、「身近な場所でのスポーツ施設の充実（36.7%）」、「気軽に参加できるスポーツ教室・イベントの開催（25.3%）」、「体力的な自信（22.3%）」、「一緒にスポーツを行う仲間の存在（21.1%）」の順で割合が多くなっており、スポーツ全般に対するニーズが多様化していることが伺えます。



現在やっている、これからやってみたい運動・スポーツ 《全員回答》<複数回答>

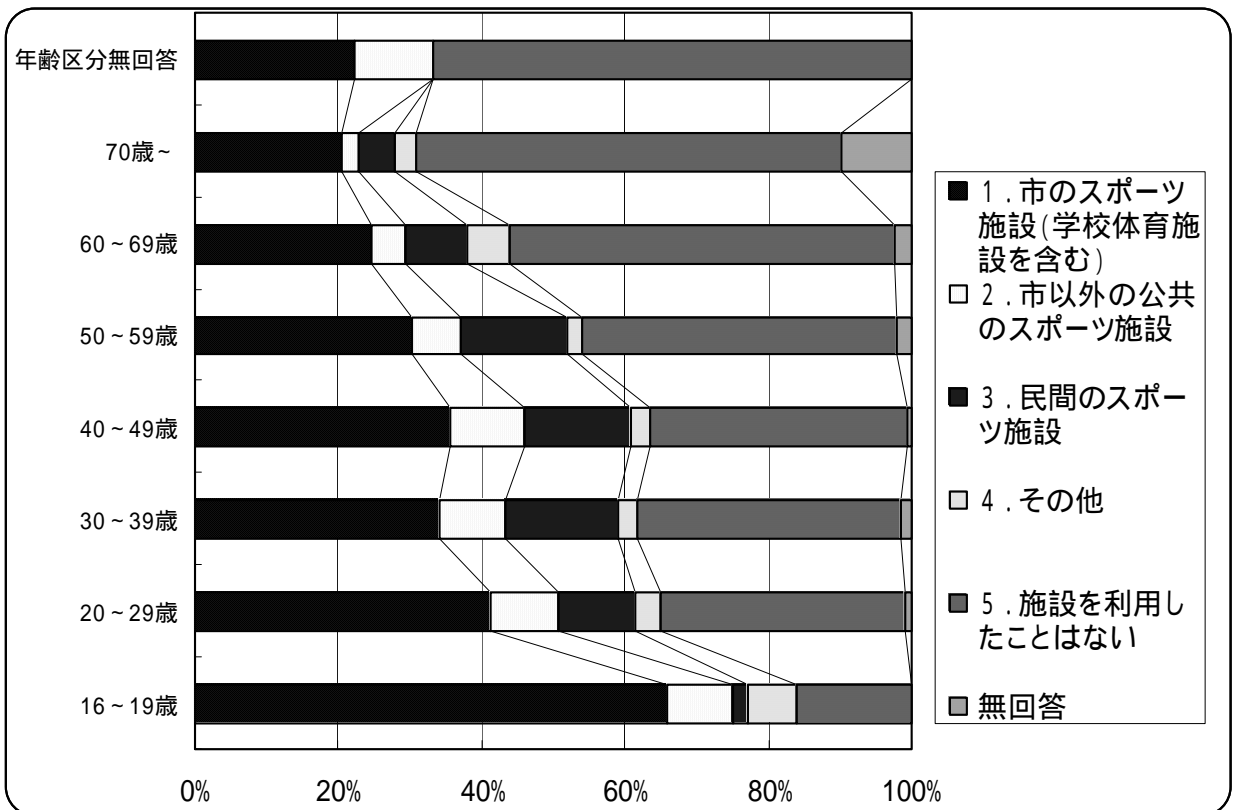
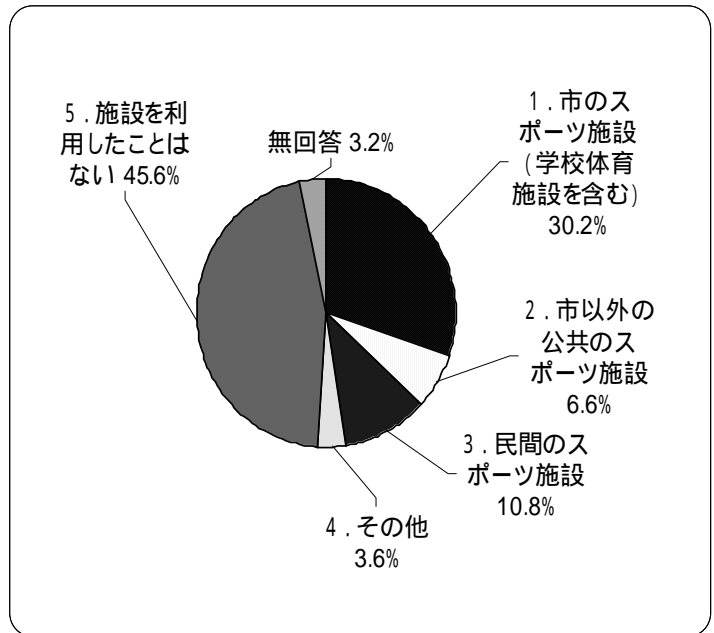
現在やっている、またはこれからやってみたい運動・スポーツについてたずねたところ、「ウォーキング・ジョギング(46.1%)」と答えた方の割合が極めて多く、近年の健康ブームを反映したニーズの高さが伺えます。



《市のスポーツ施設について》

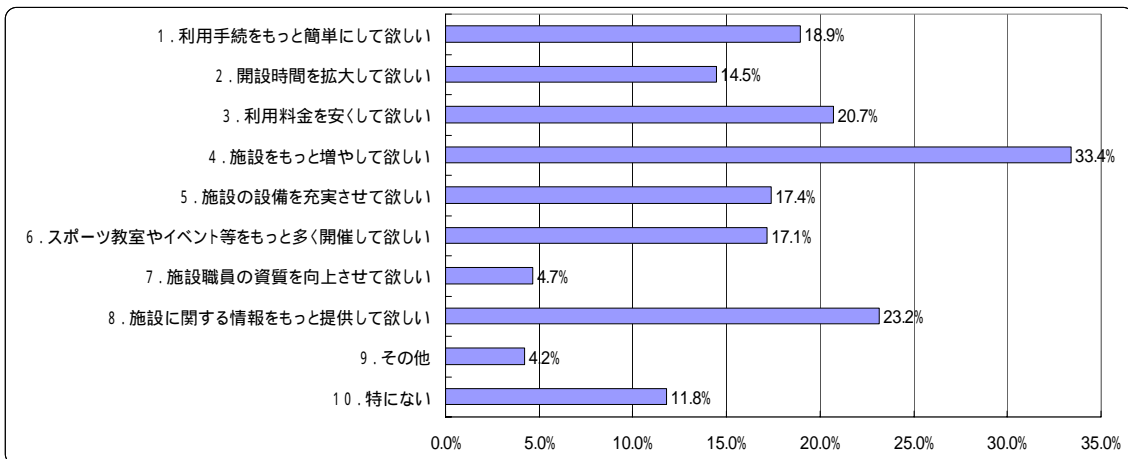
利用したスポーツ施設 《全員回答》

利用したスポーツ施設についてたずねたところ、「施設を利用したことがない（45.6%）」及び「市のスポーツ施設（30.2%）」と答えた方の割合が多くなっており、このうち「施設を利用したことはない」については概ね年代が高くなるにしたがって割合が増加しています。また、「市のスポーツ施設」については概ね年代が高くなるにしたがって割合が減少し、70歳以上では20.5%にとどまるなど、高齢者の利用状況が低調であることが伺えます。



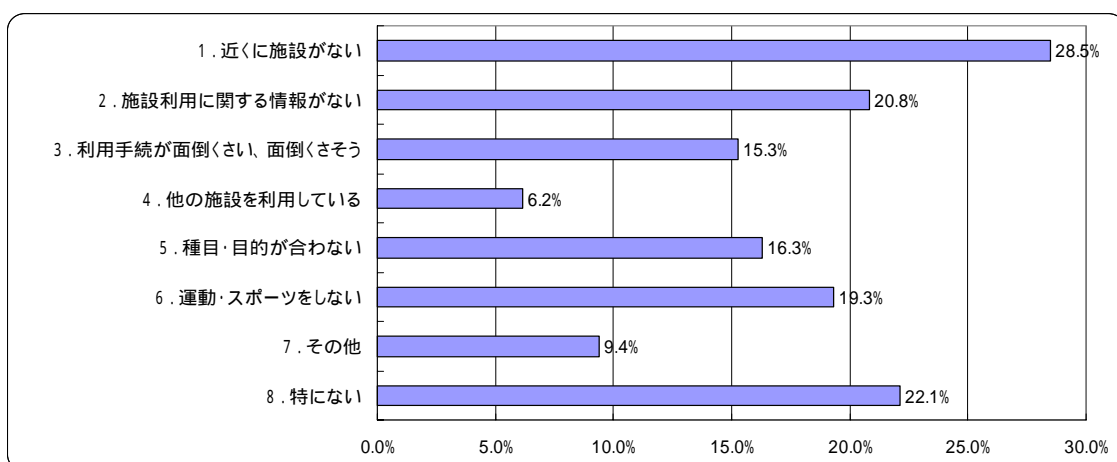
市のスポーツ施設に望むこと 《 で1と回答した方のみ》 <複数回答>

市のスポーツ施設を利用したことがある方に市のスポーツ施設に望むことについてたずねたところ、「施設をもっと増やす（33.4%）」、「施設に関する情報提供（23.2%）」、「利用料金の引き下げ（20.7%）」の順で割合が多くなっており、ハードのみならずソフト面でも一定のニーズがあることが伺えます。



市の施設を利用しなかった理由 《 で2～5と回答した方のみ》 <複数回答>

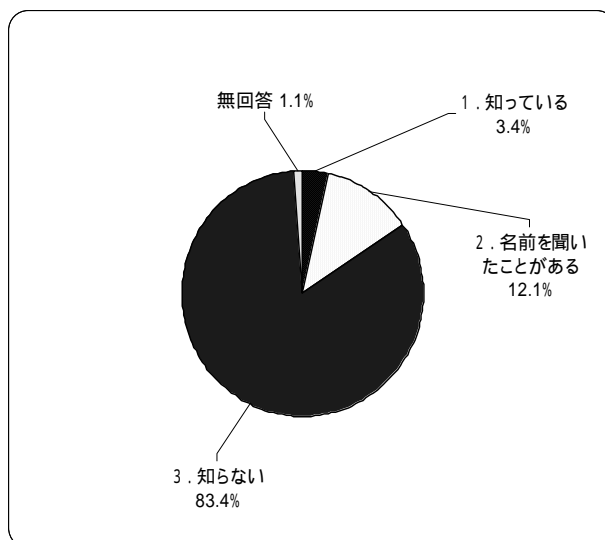
市のスポーツ施設以外の施設を利用している方、または施設を利用したことがない方に市のスポーツ施設を利用しなかった理由について尋ねたところ、「近くに施設がない（28.5%）」、「施設利用に関する情報がない（20.8%）」、「運動・スポーツをしない（19.3%）」の順で割合が多くなっています。



《地域のスポーツ振興について》

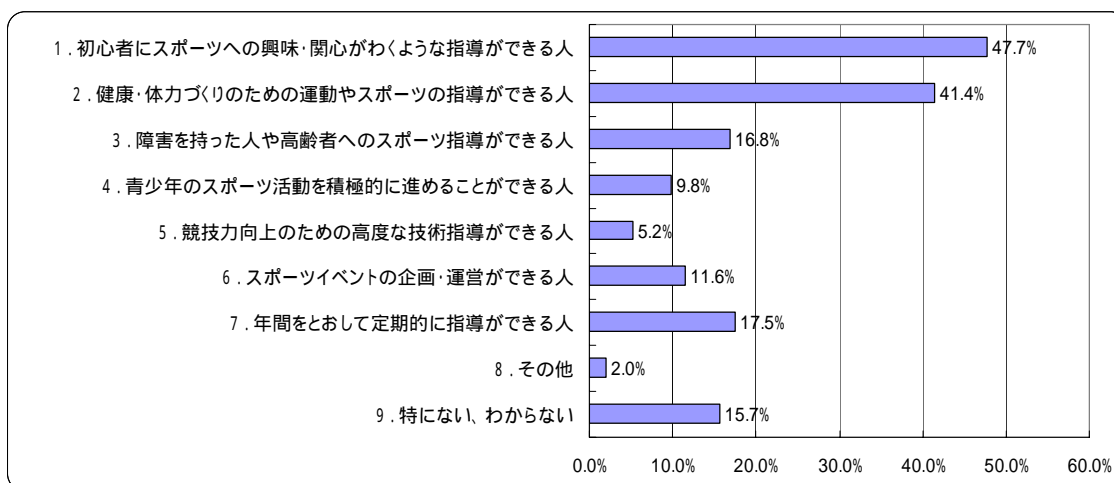
スポーツ推進委員¹の認知度 《全員回答》

青森市スポーツ推進委員の存在についてたずねたところ、「知らない（83.4%）」と答えた方の割合が大多数となっています。



望ましいスポーツ指導者像 《全員回答》 <複数回答>

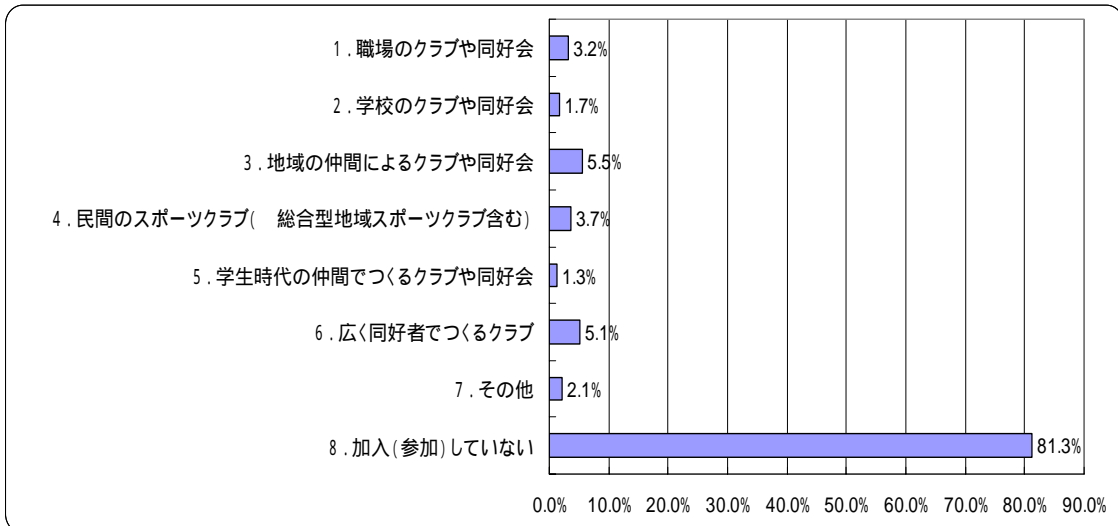
望ましいスポーツ指導者像についてたずねたところ、「初心者にスポーツへの興味・関心がわくような指導ができる人（47.7%）」及び「健康・体力づくりのための運動やスポーツの指導ができる人（41.4%）」と答えた方の割合が多くなっています。一方でこうした役割を担っていただくスポーツ推進委員の存在を知らない方が大多数となっており（参照）、ニーズと大きな乖離が生じています。



¹ スポーツ推進委員
市町村におけるスポーツの推進のため、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う（スポーツ基本法第32条第2項）者のこと。

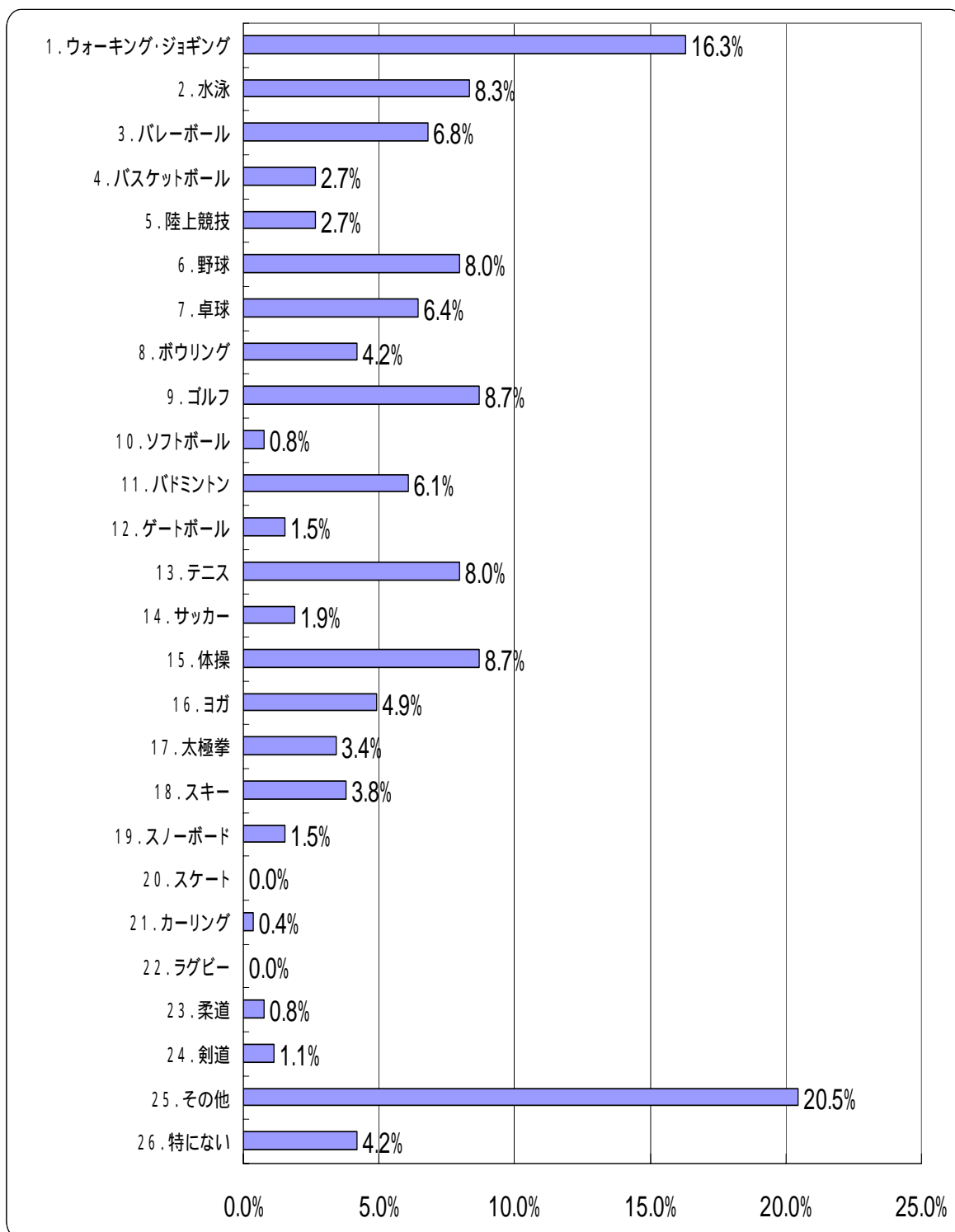
クラブ、同好会、サークル等への加入状況 《全員回答》＜複数回答＞

スポーツクラブ、同好会、サークル等への加入（参加）状況についてたずねたところ、「加入していない（81.3%）」と答えた方の割合が大多数となっています。



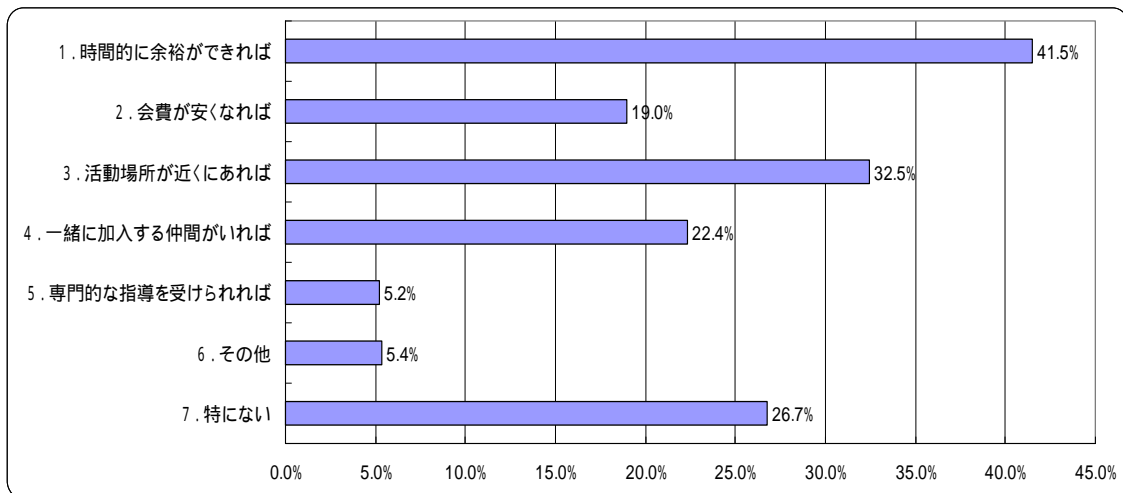
現在加入しているスポーツクラブ等の種目 《 で1～7と回答した方のみ》 <複数回答>

で何らかのスポーツクラブ等に加入(参加)している方に、クラブ等の種目についてたずねたところ、「ウォーキング・ジョギング(16.3%)」、「ゴルフ(8.7%)」、「体操(8.7%)」と答えた方の割合が多くなっていますが、クラブ等への加入率が低い(参照)ため、全体的には少数の方の活動にとどまっています。

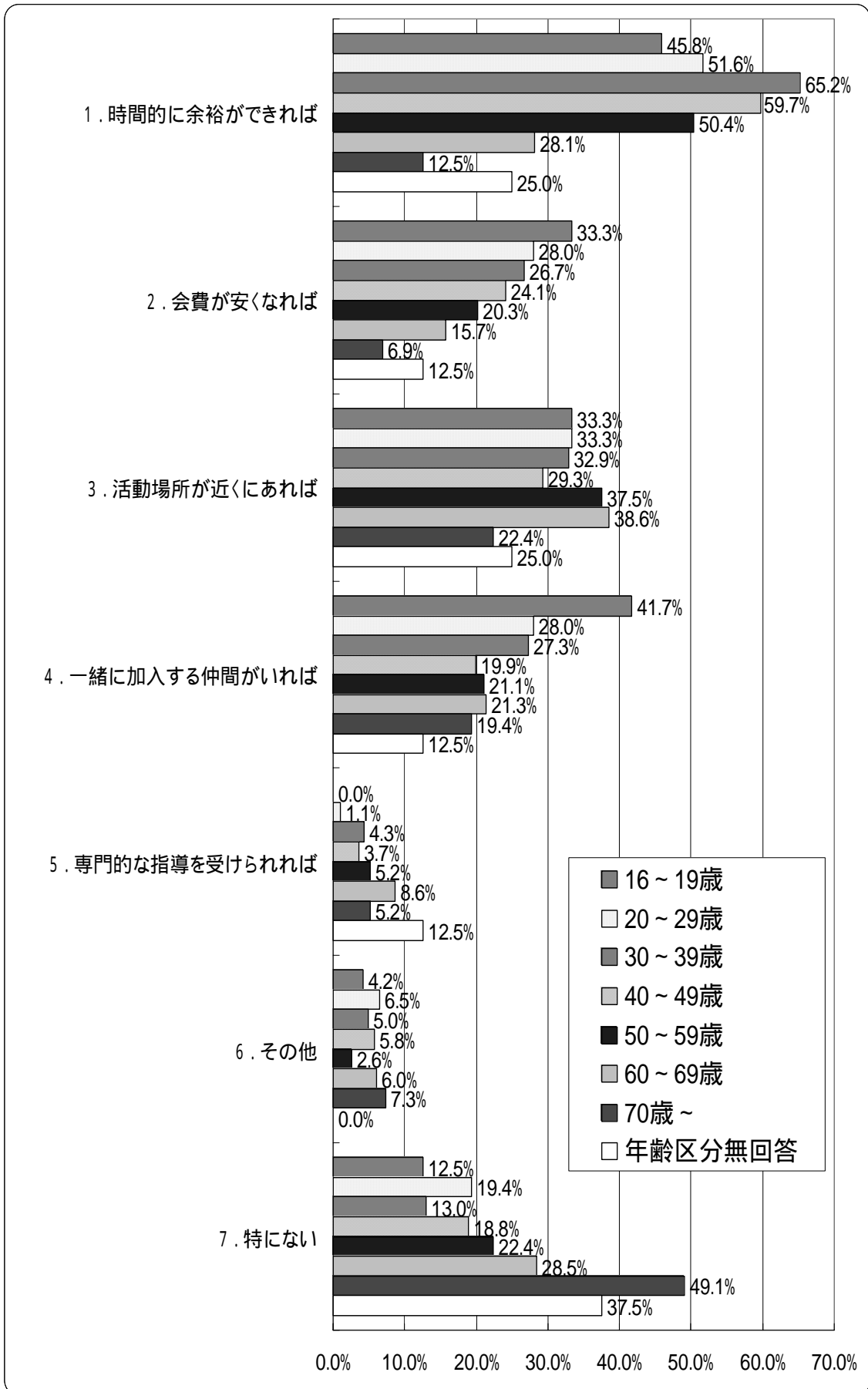


スポーツクラブ等に参加する条件 《 8 と回答した方のみ》 <複数回答>

において、スポーツクラブ等に参加（参加）していないと答えた方に、参加（参加）したいと思う条件をたずねたところ、「時間的余裕ができれば（41.5%）」及び「活動場所が近くにあれば（32.5%）」と答えた方の割合が多く、このうち「時間的余裕ができれば」については、特に20代から50代までの「働く世代」で半数以上の割合となっており、仕事等により、スポーツ活動に取り組む余暇時間の確保が困難な状況にあることが伺えます。



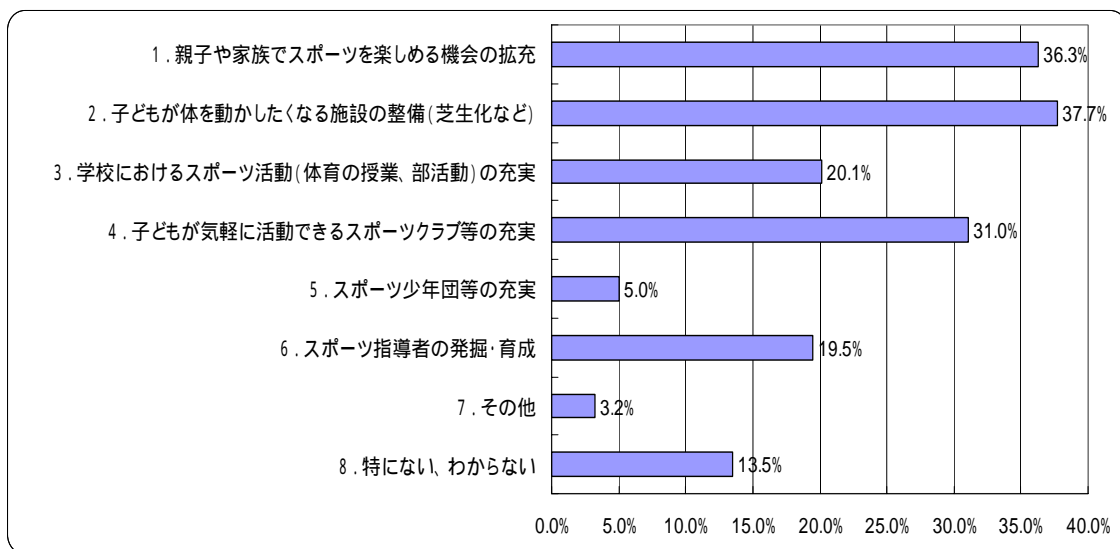
スポーツクラブ等に加入する条件 項目ごとの年代別の割合



《今後のスポーツ推進施策について》

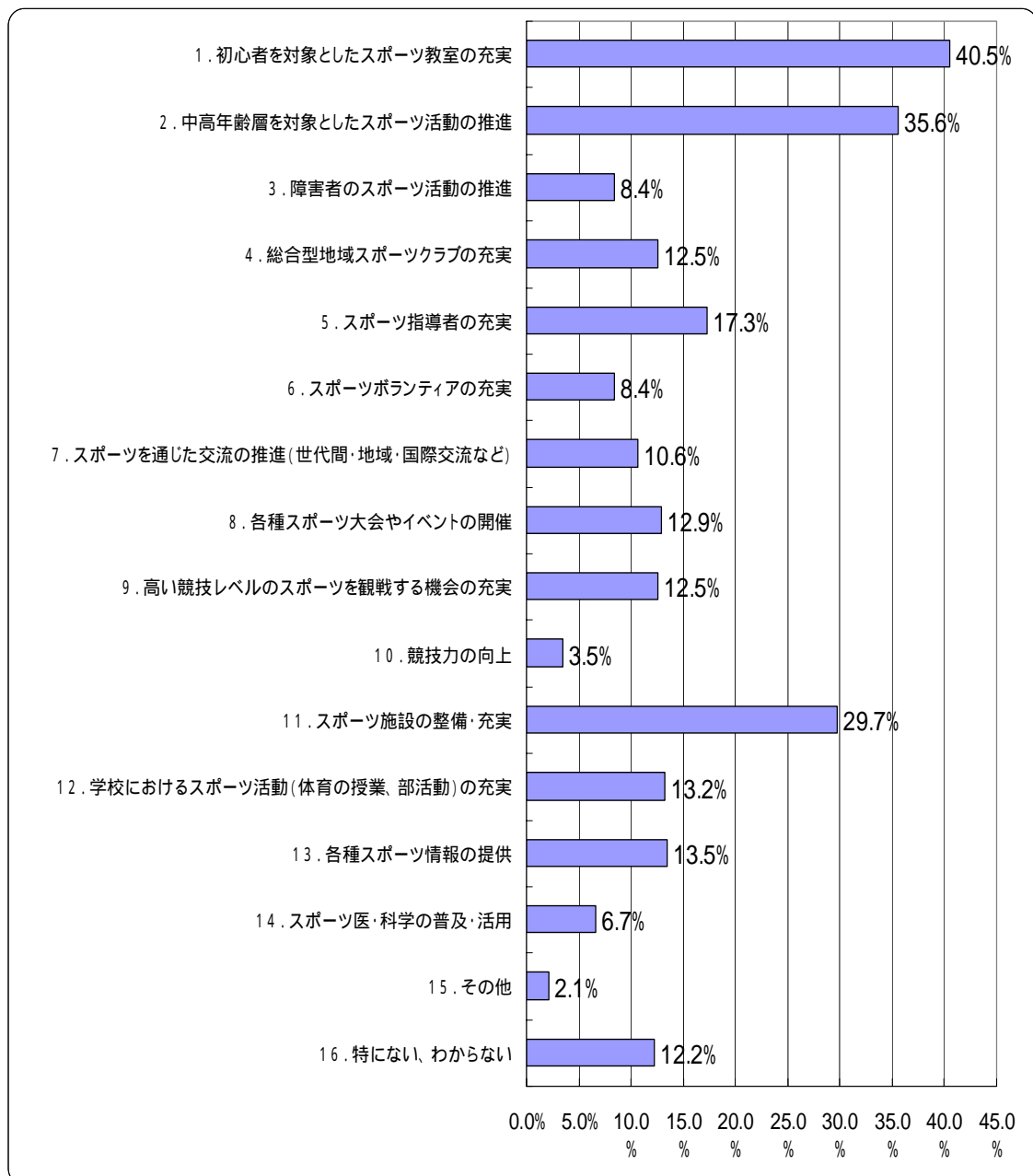
子どものスポーツ環境充実に向け市が今後力を入れるべきこと 《全員回答》<複数回答>

子どものスポーツ環境充実に向け今後市が力を入れるべきことについてたずねたところ、「子どもが身体を動かしたくなる施設の整備(37.7%)」、「親子や家族でスポーツを楽しむ機会の拡充(36.3%)」、「子どもが気軽に活動できるスポーツクラブ等の充実(31.0%)」の順で割合が多くなっており、ハード・ソフトの両面において、子どもが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組める環境づくりが求められています。



スポーツ活動促進に向け市が今後力を入れるべきこと 《全員回答》＜複数回答＞

今後、スポーツ活動促進に向けて市が力を入れるべきことについてたずねたところ、「初心者を対象としたスポーツ教室の充実（40.5%）」、「中高年齢層を対象としたスポーツ活動の推進（35.6%）」、「スポーツ施設の整備・充実（29.7%）」の順で割合が多くなっています。



3 計画の基本理念

本市ではこれまで、「明るく活気に満ちた生涯スポーツ社会の実現」を基本理念に各種施策に取り組んできました。

本計画では、これまでの取り組みや市民意識調査による課題などを踏まえ、これまで以上に多くの市民の皆さんがスポーツに親しむことができる環境づくりを進めるとともに、本市出身、本市ゆかりの選手の活躍が、市民の郷土への誇りやスポーツへの関心を高め、スポーツの裾野拡大に寄与するとの考えのもと、競技力の向上にも引き続き取り組むことが重要です。

この考えに基づき、スポーツ・レクリエーションを通じて、市民の皆さんが、心身ともに健康で活気に満ちた生活を送ることができる社会を目指し、本計画の基本理念を、これまでの基本理念を継承し、

基本理念：明るく活気に満ちた生涯スポーツ社会の実現

と定めます。

4 計画の基本方向

本計画に掲げた基本理念の実現を図るため、次の4つの基本方向を掲げます。

1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

ライフステージに応じて市民の皆さん誰もがスポーツ・レクリエーション活動に取り組める環境づくりを多角的に進めるとともに、地域の身近な学校体育施設や市民センターの体育館等を含めたスポーツ・レクリエーション活動が可能な施設全般に関する積極的な情報提供により、スポーツ・レクリエーション活動に取り組める場の利便性の向上に努めます。

2 学校体育活動の充実

教員の資質向上や関係団体等との連携により、学校体育活動における指導体制の充実に取り組むとともに、安全・安心に学校体育活動に取り組める環境づくりを進めます。

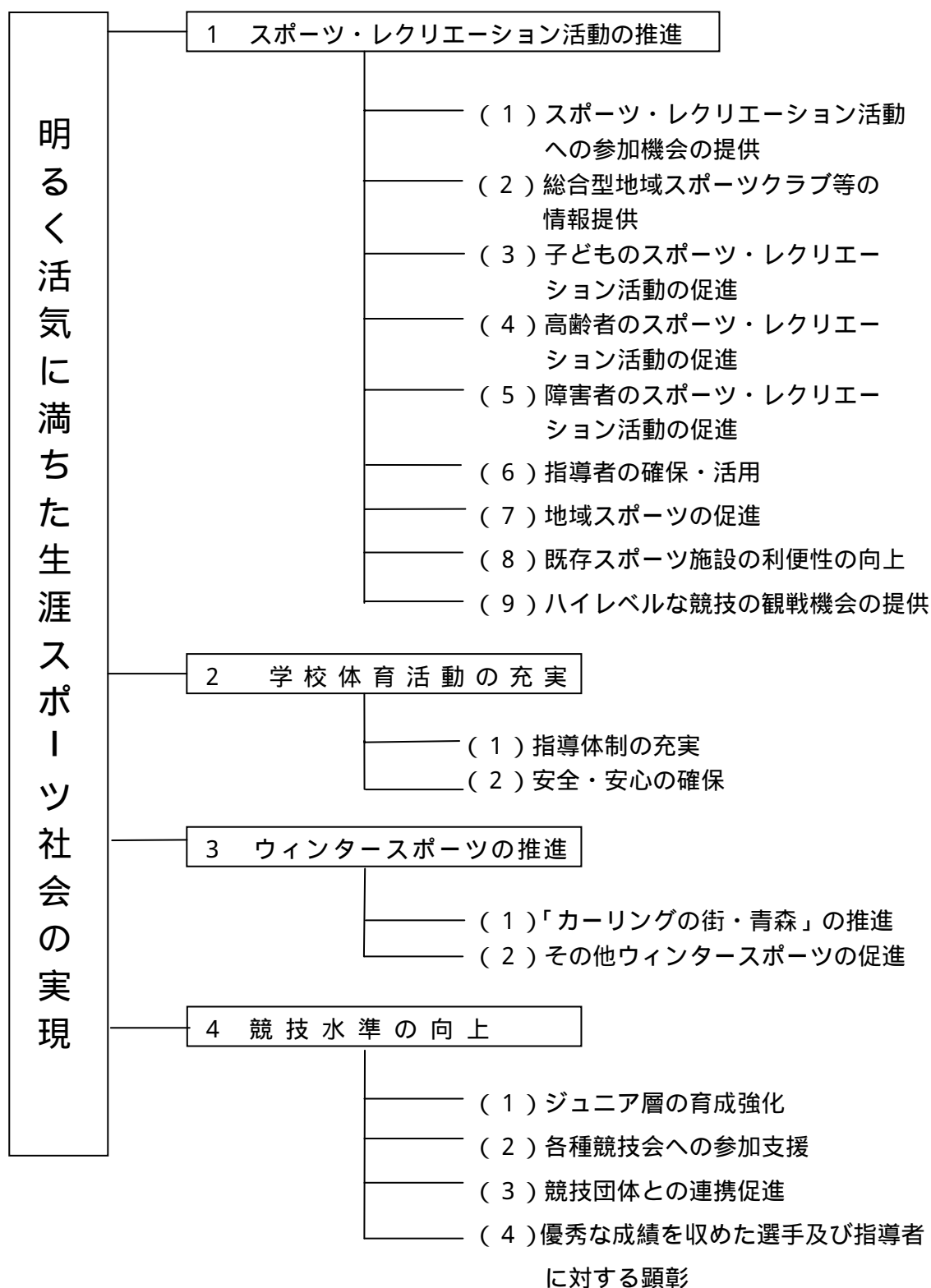
3 ウィンタースポーツの推進

多様な施設環境や多雪寒冷である本市の気候特性を活かし、全国的にも注目を集めているカーリングをはじめ、スキー、スノーボード、スケートなど、ウィンタースポーツ全般に気軽に楽しめる機会の充実及び競技水準の向上に取り組めます。

4 競技水準の向上

市民の皆さんのスポーツへの関心・意欲を高めるとともに、意欲ある優秀な選手や指導者の発掘・育成に努めるなど、競技団体とも連携しながら競技水準の向上に取り組めます。

計画の体系



第1章 スポーツ・レクリエーション活動の推進

現状と課題

市では、生涯にわたる豊かなスポーツ・レクリエーションライフの実現を目指し、スポーツ施設の指定管理者による施設機能を活かしたスポーツ教室やイベントを開催するとともに、スポーツ団体が取り組むイベントなどの開催促進など、広くスポーツ・レクリエーション活動の参加機会の提供に取り組んでいます。

また、主に小学生児童を対象として設置されるスポーツ少年団に対する運営支援や、幼児、高齢者、障害者を対象としたスポーツ教室の開催など、それぞれのライフステージに対応したきめ細かな事業を展開し、幅広い年齢層の方がスポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境づくりを進めています。

また、スポーツ基本法の規定に基づく「スポーツ推進委員」を39名配置し、地域や職域等で組織されるサークル等の要請に応じて、直接現地に赴きスポーツに関する実技指導や助言活動を行うなど、仲間とともにスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりにも取り組んでいます。

更に、スポーツ・レクリエーション活動に取り組むためには、「活動に取り組む場」の確保が不可欠なことから、市民体育館をはじめ市民室内プール、市営野球場、市営庭球場、スポーツ会館、スポーツ広場及び屋内グラウンド(サンドーム)などのスポーツ専用施設に加え、市内公立小学校の学校体育施設や市民センター内における体育館など、身近な場所における活動場所の整備を図っており、多くの市民の皆さんに利用されています。

《スポーツ・レクリエーション活動の状況》

市民意識調査では「初心者を対象としたスポーツ教室の充実」や「気軽に参加できるスポーツ教室・イベントの開催」に対するニーズが高くなっており、ニーズを反映した各種教室やイベントの開催に一層取り組んでいく必要があります。

市民のスポーツ・レクリエーション活動への主体的な参画を図るため、各団体が実施するスポーツ大会やイベントなどの開催を促進させる必要があります。

体力的な理由によりスポーツを行わない方も多いことから、運動することの重要性や、体力の有無にかかわらず誰でも気軽に取り組める運動の普及啓発に取り組んでいく必要があります。

スポーツ基本法の中で、地方公共団体の努力義務として、心身の健全な発達や生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキングなどの野外活動の普及奨励に取り組むことが求められています。

《総合型地域スポーツクラブ²等の状況》

現在、市内には総合型地域スポーツクラブが3団体設立されていますが、認知度がまだ低いことから、市民の皆さんのスポーツ・レクリエーション活動を促進させるため、当該クラブをはじめ様々な活動機会を提供するスポーツ・レクリエーション団体に参加しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

《子どものスポーツ・レクリエーション活動の状況》

積極的にスポーツに取り組む態度を育成するため、幼児期から身体を動かす習慣や意欲を養う必要があります。

スポーツを通じた仲間との交流により子どもの健全育成を図るスポーツ少年団(主として小学生により構成)について、急速な少子化の進展により、競技種目によっては子どもたちに最も身近な存在である学校単位でスポーツ少年団を設置できないケースが発生しており、一定の地域内で子どもがスポーツ少年団活動に取り組める環境づくりに取り組む必要があります。

スポーツ少年団活動の指導者の大半が学校教員となっており、教員の人事異動によりスポーツ少年団活動に支障をきたすことも懸念されることから、地域で子どものスポーツ活動を支援する体制づくりに取り組む必要があります。

子どもを取り巻く生活環境の変化に伴い、外遊びや集団遊びをする機会の減少による体力・運動能力の低下が懸念されており、適正な指導者のもとで運動をする機会の提供に取り組む必要があります。

《高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の状況》

高齢化社会が進展する中、生きがいづくりや交流機会の拡大を図る上で、スポーツ・レクリエーションの役割はより重要になっており、高齢者のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡充が求められています。

高齢者のスポーツ・レクリエーション活動への主体的な参画を促進させるため、高齢者団体が実施するスポーツ大会やイベントなどの開催の促進が求められています。

市民意識調査において、スポーツを行わない理由として、体力的理由をあげた高齢者が多い状況となっており、健康増進や体力向上を図るため、運動することの重要性や、高齢者の誰もが気軽に取り組める運動の普及啓発に取り組む必要があります。

² 総合型地域スポーツクラブ
子どもから高齢者まで(多世代) 様々なスポーツを愛好する人々が(多種目) 初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向) という3つの特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

《障害者のスポーツ・レクリエーション活動の状況》

障害者の社会参画や生きがいづくりを促進させる上で、スポーツ・レクリエーションの役割はより重要になっており、障害者のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡充が求められています。

障害者のスポーツ施設利用を促進させるため、人的サポート体制の充実など、ソフト面における利用しやすい施設環境づくりに取り組む必要があります。

障害者の特性に合ったスポーツ・レクリエーション活動を促進させるため、専門的知識を有するスポーツ指導者の活用に取り組む必要があります。

障害者のスポーツ・レクリエーション活動への主体的な参画を促進させるため、障害者団体が実施するスポーツ大会やイベントなどの開催の促進が求められています。

《指導者の状況》

市民意識調査では、望ましいスポーツ指導者として「初心者に興味・関心がわくような指導ができる人」に対するニーズが高い一方で、こうした役割を担っていただく「スポーツ推進委員」の存在を知っている人はごく少数にとどまっていることから、認知度を向上させ、市民の皆さんに一層活用されるよう取り組む必要があります。

スポーツ・レクリエーションに対するニーズの多様化に対応するため、指導者の確保及び資質向上に継続して取り組む必要があります。

《地域スポーツの状況》

生涯を通じたスポーツ・レクリエーション活動の基盤を形成するため、地域の方々が主体的にスポーツに参画する環境づくりに取り組む必要があります。

《スポーツ施設の状況》

市のスポーツ施設のうち、市民体育館、市民室内プールは建設から30年を経過するなど一部老朽化が進んでいる施設があり、スポーツ活動に取り組める場の確保に向け、これまで以上に適正な保守管理に努めていく必要があります。

市民意識調査では「施設に関する情報提供」に対するニーズが依然として高いことから、既存のスポーツ・レクリエーション施設全般に関する一層の情報提供に取り組む必要があります。

《ハイレベルな競技の観戦機会の状況》

平成25年度から、プロバスケットボールリーグである「bjリーグ³」に青森県を本拠地とするチームの参戦が決定しており、地元開催の誘致に取り組む必要があります。

スポーツへの関心や参加意欲の向上を図るため、全国レベルの競技会が多種目にわたって実施される国民体育大会について、青森県での早期開催に向けた働きかけを行っていく必要があります。

基本方向

ライフステージに応じて市民の皆さん誰もがスポーツ・レクリエーション活動に取り組める環境づくりを多角的に進めるとともに、地域の身近な学校体育施設や市民センターの体育館等を含めたスポーツ・レクリエーション活動が可能な施設全般に関する積極的な情報提供により、スポーツ・レクリエーション活動に取り組める場の利便性の向上に努めます。

主な取り組み

(1) スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の提供

スポーツ施設の指定管理者による、よりニーズを反映したスポーツに関する各種教室・イベント等の開催や、スポーツ活動に取り組む団体が実施する各種教室やイベント等の開催促進、ウォーキングやニュースポーツ⁴など日常生活の中で気軽に取り組める運動、更にはハイキングやサイクリングなどの野外活動の普及啓発など、スポーツ施設の指定管理者をはじめとした関係団体と連携を図りながら、市民の皆さんのスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の提供に取り組めます。

(2) 総合型地域スポーツクラブ等の情報提供

市民の皆さんに様々なスポーツ・レクリエーションの活動機会を提供する、「総合型地域スポーツクラブ」をはじめとしたスポーツ・レクリエーション団体に関する会員や活動内容等の情報を、市の広報媒体などを活用して積極的にPRするなど、市民の皆さんのスポーツ・レクリエーション活動参加への「きっかけづくり」に取り組めます。

3 bjリーグ

2005年11月に開幕した、日本初のプロバスケットボールリーグ。「bj」とは「Basketball Japan」の略。株式会社日本プロバスケットボールリーグが運営している。

4 ニュースポーツ

競技性を重視せず、子どもから高齢者まで誰でも参加し、楽しむことができることを目的としたスポーツの総称。

(3) 子どものスポーツ・レクリエーション活動の促進

幼児や小・中学生を対象とした各種スポーツ教室の開催をはじめ、単独校でスポーツ少年団が設置できない場合における複数の小学校区を対象としたスポーツ少年団の設置に向けた調整、学校を通じた地域の実情把握に基づく教員以外の地域のスポーツ指導者の発掘・育成、放課後子ども教室などの放課後活動におけるスポーツ推進委員の活用など、子どもの発達段階に応じて、身体を動かすことやスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに取り組めます。

(4) 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の促進

高齢者を対象とした各種スポーツ教室の開催をはじめ、高齢者団体に対する後援等を通じた各種スポーツ大会やイベントの開催促進、ウォーキングやニュースポーツなど日常生活の中で気軽に取り組める運動の普及啓発など、関係団体と連携しながら高齢者が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに取り組めます。

(5) 障害者のスポーツ・レクリエーション活動の促進

障害者を対象とした各種スポーツ教室の開催をはじめ、ソフト面でのサポート体制充実による障害者が利用しやすい施設環境づくり、障害者団体に対する後援等を通じた各種スポーツ大会やイベントの開催促進、障害者スポーツ指導員⁵の積極的な活用方策の検討など、関係団体と連携しながら障害の有無にかかわらずスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに取り組めます。

(6) 指導者の確保・活用

スポーツ推進委員の周知・PR 及び派遣システムの構築により、市民の皆さんの一層の活用促進を図るとともに、関係団体等に対する指導者研修会等の情報提供及び参加促進により、新たな指導者の発掘・育成やスポーツ推進委員を含めたスポーツ指導者全体の資質向上に引き続き取り組めます。

(7) 地域スポーツの促進

地域で開催する各種教室やイベントでの実技指導など、最も身近な町会等を活動単位にスポーツ推進委員等を活用することなどを通じて、地域の方々が主体的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに取り組めます。

5 障害者スポーツ指導員

公益財団法人日本障害者スポーツ協会が公認する指導者資格であり、多様な障害者のスポーツ活動に対応するため、専門的な知識を活かし、安全にスポーツ活動の援助をおこなうことにより、スポーツを通じて障害者の生活の質の向上に寄与することを目的としている。

(8) 既存スポーツ施設の利便性の向上

老朽化が進んでいる市のスポーツ施設について、施設の指定管理者と連携した保守管理にこれまで以上に細心の注意を払うとともに、市の関係部局が毎年実施する定期建築物診断に基づき必要に応じて適切な修繕を行うなど、市民の皆さんが安心してスポーツ・レクリエーション活動に取り組める場としての機能維持に努めるほか、地域の身近な学校体育施設や市民センター体育館、市民ニーズが高いウォーキング・ジョギングに対応可能な施設など、スポーツ・レクリエーション活動に取り組める施設全般に関する空き情報や各施設で実施する各種教室・イベント情報を積極的に提供するなど、利便性の向上に取り組みます。

(9) ハイレベルな競技の観戦機会の提供

プロバスケットボールリーグの地元開催をはじめ、国民体育大会(夏季大会)誘致に向けた県への働きかけなど、高い競技水準の大会の開催誘致に取り組み、市民の皆さんが高い競技水準のスポーツを観戦できる機会の充実を図ります。

目 標 指 標

指標とその説明	基準値	目標値
成人の週1回以上のスポーツ実施率	32.4%	35.5%
週1回以運動・スポーツを行っている市民(成人)の割合(市民意識調査)	(平成23年度)	(平成27年度)
スポーツ・レクリエーションに対する満足度	17.8%	26.9%
スポーツ・レクリエーションを楽しむための機会や施設の充実に関する満足度(市民意識調査)	(平成23年度)	(平成27年度)
スポーツ施設利用者数	876,957人	1,044,623人
本市所有のスポーツ施設の年間利用者数	(平成23年度)	(平成27年度)
障害者のスポーツ施設利用者数	5,808人	6,888人
文化スポーツ振興課所管施設及びモヤヒルズにおける1年間の障害者利用者数	(平成23年度)	(平成27年度)
スポーツ推進委員の一人当たり年間平均活動回数	61.0回	66.0回
スポーツ推進委員の一人当たり年間平均活動回数	(平成23年度)	(平成27年度)

第2章 学校体育活動の充実

現状と課題

市では、教育活動の充実を図る取り組みの一環として、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな子どもを育成するため、自ら進んで運動に親しみ、体力の向上やより良い生活を営むための健康・安全指導を充実させるため、学校体育活動において、各種研修会をはじめとした教員の指導力や資質の向上を図る取り組みを進めています。

また、平成24年度から中学校において必修化された武道や、小・中学校の部活動等において、安全かつ円滑に活動できるよう、関係団体等と連携した実技指導における外部指導者の活用にも取り組んでいます。

《指導体制の状況》

学習指導要領では、運動する子どもと運動をしない子どもの二極化の傾向や、子どもの体力低下傾向が依然深刻な問題となっていることから、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成し体力の向上を図ることが重視されているほか、体育・保健体育の授業における運動量の確保や、児童生徒の発達の段階に見合った運動実践ができるよう、学校体育活動の一層の充実を図ることが求められています。

平成24年度から中学校において武道が必修化されたことに伴い、より安全で円滑な指導の充実に取り組む必要があります。

《安全対策の状況》

児童生徒が学校体育活動に安心して取り組むことができるよう、スポーツ事故やスポーツ障害の防止をはじめとした安全性の向上に、これまで以上に努める必要があります。

基本方向

教員の資質向上や関係団体等との連携により、学校体育活動における指導体制の充実に取り組むとともに、安全・安心に学校体育活動に取り組める環境づくりを進めます。

主な取り組み

(1) 指導体制の充実

教員の専門性を高めるための研修や、自校の課題解決のための組織的な校内研修の日常化などを通じて、教員の指導力や資質の向上を図るとともに、体育・保健体育の授業以外に、子どもたちが運動遊びやスポーツをしたり、積極的に体を動かす習慣を身に付けたりするための取り組みの充実を図ります。

また、スポーツ団体等と連携した、部活動を含む学校体育活動全般における外部指導者の活用を進め、学校体育活動の活性化を図ります。

(2) 安全・安心の確保

スポーツドクター⁶との連携による、スポーツ医・科学を活用したスポーツ事故やスポーツ障害防止等に関する知識の普及啓発により、安全・安心に学校体育活動に取り組める環境づくりを進めます。

目標指標

指標とその説明	基準値	目標値
体力テストの体力合計点（小学5年生）	男 55.2点 女 56.0点	男 55.45点 女 56.25点
8種目の体力テスト成績を1点から10点に得点化して総和した体力テスト合計得点	（平成22年度）	（平成27年度）
体力テストの体力合計点（中学2年生）	男 42.2点 女 44.9点	男 42.45点 女 46.90点
8種目の体力テスト成績を1点から10点に得点化して総和した体力テスト合計得点	（平成22年度）	（平成27年度）

6 スポーツドクター

スポーツ医学に関する十分な知識を有し、スポーツを行う人々の健康の保持増進や競技力向上のための支援、スポーツ傷害の予防・治療、スポーツ医学の研究・教育・普及活動等を行う医師のこと。

第3章 ウィンタースポーツの推進

現状と課題

市では、冬でも気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーションとしてカーリング振興に力を入れ、「カーリングの街・青森」の実現に向け、国際競技大会が開催可能な施設整備(スポーツ会館)をはじめ、全国高等学校カーリング選手権大会や小・中学生カーリングチャレンジカップを毎年開催し、カーリング人口の裾野拡大を図るとともに、国際大会や全国大会の誘致にも積極的に取り組み、市民の皆さんにカーリングに対する興味、関心を高める事業の展開を図っています。

また、カーリング場以外にも、モヤヒルズスキー場や、合浦公園内歩くスキーコース、県営スケート場など多様なウィンタースポーツに対応可能な施設環境や、多雪寒冷といった本市の気候特性を活用し、「歩くスキーの集い」の開催や小学校の校庭を活用したスキースロープの設置助成など、ウィンタースポーツ全般の活動促進に取り組んでいます。

《カーリングの状況》

近年では他の自治体で通年利用が可能なカーリング場が整備された一方、本市では未だ10月から4月までの利用環境となっており、また全国的な競技水準も向上するなど、本市のカーリング環境は相対的に厳しさを増しており、「カーリングの街・青森」の実現に向けた取り組みを強化していく必要があります。

《その他ウィンタースポーツの状況》

ここ数年、市のウィンタースポーツ施設の利用者数やウィンタースポーツイベントの参加者数が減少しており、だれでも気軽にウィンタースポーツに親しめる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

基本方向

多様な施設環境や多雪寒冷である本市の気候特性を活かし、全国的にも注目を集めているカーリングをはじめ、スキー、スノーボード、スケートなど、ウィンタースポーツ全般に気軽に楽しめる機会の充実及び競技水準の向上に取り組めます。

主な取り組み

(1)「カーリングの街・青森」の推進

全国高等学校カーリング選手権大会や市内の小・中学生カーリングチャレンジカップの開催により引き続き若手選手の競技力向上及びカーリング人口の裾野拡大を図ります。

また、全国規模の大会誘致やスポーツ会館カーリング場の利用期間拡大に向けた検討、更には競技団体との連携による国際競技大会で活躍できる選手及びチームの輩出を目指した競技水準の向上など、様々な角度からカーリング振興に努め、「カーリングの街・青森」が全国的に認知され、観光、教育、地域活性化などまちづくりにおいてカーリングが積極的に活用されるよう取り組みます。

(2) その他ウィンタースポーツの促進

冬期間における運動不足を解消し、活発にスポーツ活動に取り組んでいただけるよう、既存のウィンタースポーツ施設の適正な保守管理及び積極的な情報提供に努めるとともに、「歩くスキースキーの集い」をはじめとした各種教室や気軽に参加できるイベントの開催、小学校の校庭を活用したスキースロープの設置助成、更にはウィンタースポーツ活動に取り組む団体に対する後援等を通じた各種教室やイベントの開催促進など、ウィンタースポーツに取り組みやすい環境づくりに取り組みます。

目 標 指 標

指標とその説明	基準値	目標値
ウィンタースポーツ施設利用者数	106,449 人	116,467 人
本市所有のウィンタースポーツ施設の年間利用者数	(平成 23 年度)	(平成 27 年度)
ウィンタースポーツに対する満足度	22.0%	26.8%
ウィンタースポーツに親しむことができる機会や環境に対する満足度(市民意識調査)	(平成 23 年度)	(平成 27 年度)
ウィンタースポーツイベント参加者数	777 人	937 人
本市所有のウィンタースポーツ施設の年間利用者数	(平成 23 年度)	(平成 27 年度)

第4章 競技水準の向上

現状と課題

市では、競技水準の向上を図るため、スポーツ少年団の運営支援や小・中学生を対象とした各種スポーツ大会(競技会)の開催支援などにより、競技人口の裾野拡大に取り組んでいます。

また、競技水準の向上に主体的な役割を担っていただく競技団体に対し、選手の育成強化に必要な経費の一部を助成しているほか、高い競技レベルを実感し競技意欲の向上を図るため、市を代表して県・東北・国の大会に出場する選手・団体に対する大会出場助成なども行っています。

更に、東北大会以上のレベルの大会で優秀な成績を収めた選手・団体を対象に「スポーツ賞・スポーツ奨励賞」の顕彰を行い、更なる競技意欲の向上を図るなど、競技水準の向上を図るため様々な角度から取り組みを行っています。

《ジュニア層の育成の状況》

スポーツへの関心が高く技術の習得意欲も旺盛な中学生以下のジュニア期における適切な選手育成が、その後の競技力の向上に大変重要な役割を果たすことから、これまでの小・中学生を対象としたスポーツ大会の開催支援などに加え、競技団体とも連携しながら優秀な選手を発掘・育成するための対策に取り組む必要があります。

《各種競技会への参加支援の状況》

高い競技レベルを実感することは、その後の競技意欲の向上に大いに資することから、本市を代表して全国大会などに出場する選手に対する参加促進に継続して取り組む必要があります。

《競技団体との連携の状況》

競技水準を向上させるため、その主体的な役割を担う競技団体の活動促進に向けた取り組みを進めるとともに、競技団体と連携しながら、トップアスリートを目指す選手に対して適切な指導を行うことができる指導者の発掘・育成に取り組む必要があります。

《優秀な成績を収めた選手等への顕彰の状況》

競技水準の向上を図るため、これまでの優秀な成績を収めた選手・団体に対する顕彰に加え、指導者の指導意欲の向上に取り組む必要があります。

基本方向

市民の皆さんのスポーツへの関心・意欲を高めるとともに、意欲ある優秀な選手や指導者の発掘・育成に努めるなど、競技団体とも連携しながら競技水準の向上に取り組めます。

主な取り組み

(1) ジュニア層の育成強化

これまでの小・中学生を対象としたスポーツ大会の開催支援などに加え、トップレベルの選手又は指導者による講習会や実技指導などの開催や、競技団体との連携のもと、各種大会等において優秀な選手を発掘し、適切な指導により育成できる体制づくりについて検討を行うなど、ジュニア層の強化に取り組めます。

(2) 各種競技会への参加支援

高等学校全国大会や青森県民体育大会、国民体育大会など本市を代表して各種競技会へ出場する選手等に対する支援に、引き続き取り組めます。

(3) 競技団体との連携促進

競技力の向上に主体的な役割を担う財団法人青森市体育協会加盟団体に対し、競技力強化及び協会の運営に必要な支援を行い、当該団体の活動促進に引き続き取り組むとともに、高いレベルの指導者研修会等の積極的な情報提供等を通じて研修会等への参加を促進させ、高度な専門技術を有する意欲ある優秀な指導者の発掘・育成に取り組めます。

(4) 優秀な成績を収めた選手及び指導者に対する顕彰

これまでの東北大会以上のレベルの大会で優秀な成績を収めた選手、団体を対象とした顕彰に加え、全国大会以上の大会で優秀な成績を収めた選手の指導者を対象とした新たな顕彰制度などを通じて、競技意欲や指導意欲の更なる向上を図ります。

目 標 指 標

指標とその説明	基準値	目標値
スポーツ賞及びスポーツ奨励賞受賞者数	-	195 人
本市の表彰制度である「スポーツ賞」及び「スポーツ奨励賞」の受賞者数		(平成 27 年度)
国民体育大会に出場した市民の人数	103 人	120 人
国民体育大会に出場した市民の人数	(平成 23 年度)	(平成 27 年度)
中学生の東北・全国大会派遣者数	240 人	254 人
青森県中学生体育大会を通じて東北・全国大会に出場した中学生の人数	(平成 23 年度)	(平成 27 年度)

「スポーツ賞及びスポーツ奨励賞受賞者数」については、平成 25 年度から指導者も対象とした新たな事業内容とすることから、基準値は掲げません。

用語解説

スポーツ

本計画においてスポーツとは、競技としてのスポーツのみならず、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現のために行われる野外活動、スポーツとして行われるレクリエーション活動も含めたものを指す。

1 スポーツ推進委員（国のスポーツ基本計画より抜粋）

市町村におけるスポーツの推進のため、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う（スポーツ基本法第 32 条第 2 項）者のこと。旧スポーツ振興法第 19 条に定める「体育指導委員」について、近年、スポーツの実技の指導や助言のみならず、スポーツ推進の事業の実施に係る連絡調整の役割が重要性を増していることから、スポーツ基本法において、「スポーツ推進委員」と改称され、連絡調整としての新たな役割が追加された。

2 総合型地域スポーツクラブ

子どもから高齢者まで（多世代）様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という 3 つの特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

3 bjリーグ

2005 年 11 月に開幕した、日本初のプロバスケットボールリーグ。「bj」とは「Basketball Japan」の略。株式会社日本プロバスケットボールリーグが運営している。

4 ニュースポーツ

競技性を重視せず、子どもから高齢者まで誰でも参加し、楽しむことができることを目的としたスポーツの総称。

5 障害者スポーツ指導員

公益財団法人日本障害者スポーツ協会が公認する指導者資格であり、多様な障害者のスポーツ活動に対応するため、専門的な知識を活かし、安全にスポーツ活動の援助をおこなうことにより、スポーツを通じて障害者の生活の質の向上に寄与することを目的としている。

6 スポーツドクター（国のスポーツ基本計画より抜粋）

スポーツ医学に関する十分な知識を有し、スポーツを行う人々の健康の保持増進や競技力向上のための支援、スポーツ傷害の予防・治療、スポーツ医学の研究・教育・普及活動等を行う医師のこと。スポーツ団体等による資格認定制度として、公益財団法人日本体育協会公認スポーツドクター、社団法人日本医師会認定健康スポーツ医、公益社団法人日本整形外科学会認定スポーツ医、公益財団法人日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ医等がある。

計画策定までの経過

年	月	内容
平成 24 年	4 月	・青森市スポーツ推進審議会の開催（計画策定についての説明・意見聴取）
	6 月	・青森市スポーツ推進審議会による審議 （審議内容：市民意識調査、各種スポーツ団体に対するアンケートの内容について）
	7 月	・スポーツ推進に関する市民意識調査の実施（7/6～7/27） ・スポーツ推進に関する各種スポーツ団体へのアンケートの実施（7/13～7/27）
	10 月	・青森市スポーツ推進審議会による審議 （審議内容：青森市スポーツ推進計画（素案）について） ・青森市教育委員会定例会において「青森市スポーツ推進計画（素案）」を付議、決定。
	11 月	・平成 24 年第 6 回あおもり市民 100 人委員広聴会において「青森市スポーツ推進計画（素案）」について委員から意見聴取 ・市民に対して、「青森市スポーツ推進計画（素案）」についてのわたしの意見提案制度（パブリック・コメント）を実施（11/22～12/21）
	12 月	・青森市議会各会派及び浪岡地域自治区協議会委員から「青森市スポーツ推進計画（素案）」に対する意見聴取
平成 25 年	2 月	・平成 24 年度第 10 回定例庁議において「青森市スポーツ推進計画（案）」を付議、決定。 ・青森市教育委員会定例会において「青森市スポーツ推進計画（案）」を付議、決定。

青森市スポーツ推進審議会委員（順不同、敬称略）

任期：平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日（ ）：会長、（ ）：副会長）

	氏 名	所属・役職名
1	山本 美紗子	青森県女子体育連盟会長
2	倉田 忠男	浪岡地区スポーツ振興協議会長
3	阿部 一雄	青森県高等学校野球連盟参与
4	奥 静子	青森市スポーツ推進委員協議会理事長兼事務局長
5	大内 義行	青森市中学校体育連盟会長、青森市立西中学校長
6	岡村 良久	青森県スポーツドクターの会会長 青森県立あすなる医療療育センター所長
7	坂本 俊生	青森市体育協会理事長
8	白戸 正幸	青森県障害者スポーツ指導員会長
9	小川 公靖	青森市小学校教育研究会体育部会長 青森市立甲田小学校長